

お済み
ですか?

**軽自動車、バイクの
登録・廃車・名義変更**

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届出が必要です。

- 取得した場合 **15日以内**
- 廃車した場合 **30日以内**

また、トラクターやコンバインの買い替えの場合も登録の変更手続きが必要です。

軽自動車税は、軽四輪自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して**毎年4月1日を基準日**として課税されます。まだ届出を済まされていない車両がありましたら、早急に手続きを行ってください。

なお、車種によって手続場所や添付書類等が異なりますので、事前にご確認ください。

☎(25) 8116

- **原動機付自転車** (125cc以下)
 - **小型特殊自動車** (トラクター・コンバイン・フォークリフト等)
- 登録・廃車手続きは、申告書のほか下記の書類等が必要です。

	添付書類等	手続場所
購入の場合 (中古車含む※1)	販売証明書、 印鑑 (認印可)	税務課 ☎25-8116 各支所窓口
譲受の場合	譲渡証明書、 廃車証明書、 印鑑 (認印可)	
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート、 印鑑 (認印可)	
上記届出を代理人 がする場合	上記に加え委任状 販売事業者等も委任状が必要※2	

- ※1 中古車両 (原動機付自転車・小型特殊自動車) の登録時に廃車証明書の添付は不要です。
- ※2 販売事業者の方が代理人となる場合は、委任状を添付してください。

● **その他の車種**

下記へお問い合わせください。

車種	手続場所
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	滋賀運輸支局 守山市木浜町 2298-5 ☎050 (5540) 2064
小型二輪 (251cc以上)	
軽三輪 軽四輪	軽自動車検査協会 守山市木浜町 2298-3 ☎077 (585) 7103



- ★平成24年度から納期限が5月末に変わりました。
 - ★納期限の変更に伴い、平成25年度軽自動車税減免申請を5月1日(水)から受け付けますので、ご注意ください。
- また、平成24年度に減免を受けられた方については、4月末に申請書を送付します。詳しくは広報4月号をご覧ください。

叙位・叙勲

従六位・旭日双光章
故 渡邊 近治さん

旭日単光章
故 林 喜弘さん

元今津町議会議員 澤田 正彦さん
さんが、地方自治の功労者として、
高齢者叙勲の旭日単光章を授与
されました。

旭日単光章
澤田 正彦さん

元高島市議会議員 故 渡邊 近治さんの生前の地方自治振興の功績に対し、叙位の従六位ならびに叙勲の旭日双光章が授与されました。

元高島町議会議員 故 林 喜弘さんの生前の地方自治振興の功績に対し、叙勲の旭日単光章が授与されました。



それぞれ、滋賀県総務部管理監からご本人またはご家族に伝達されました。

☎(25) 8000

**各種災害に備え、
大阪府守口市と相互応援協定を再締結**

市では、友好都市である守口市と災害時における相互応援協定を結んでいますが、福島県の原子力災害を機に災害時の住民避難の受入れについて互いに協力することを追加し、吹田市に引き続き、1月9日(水)に協定を再締結しました。

☎ 原子力防災対策室 ☎(25) 8133

